

2018年4月12日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の  
促進に関する法律の一部を改正する法律案  
趣旨説明質疑

立憲民主党・市民クラブ 森山浩行

◇初当選から8年目で今回初登壇、  
草の根の国民の声を受け、民主主義と立憲主義に根ざした「まっとうな政治」を目指す立憲民主党の森山浩行です。

まずは、今週発生した「島根県西部を震源とする地震」、「大分県中津（なかつ）市の山崩れ」の被害にあわれた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

◇冒頭、申し上げます。昨日、予算委員会での集中審議がありましたが、安倍総理をはじめとする政府側の答弁は、不誠実極まるものであり、惨憺たる内容でした。

森友学園の八億円のゴミの積算を、「適切」だの「当然」だのと何度も言い切っていた安倍総理は、昨日になって突然答弁を変えてコメントから逃げました。

自衛隊の日報隠ぺい疑惑についても、防衛大臣は調査中と繰り返すばかりで、集中審議なのに中間的な報告すら避けました。

更には、加計問題です。愛媛県知事がわざわざ記者会見までしてお認めになった、当時の柳瀬（やなせ）首相秘書官と愛媛県職員らとの面会も、柳瀬氏に言わせれば、お会いしたことはないのだそうです。それも、「記憶にある限り」とわざわざ必ず注釈を付け、会っていないとは決して断言しません。どちらかが確実に嘘をついているのは明らかですが、安倍総理はこの点でも、またまたコメントから逃げました。

特に最後の加計問題、愛媛県のほうに嘘をつく理由は全くありません。中村知事のお言葉を借りれば、「国は正直に話すべき」なのです。この一点だけをもってしても、もはやこの安倍政権から発せられる言葉、書類の類いを信じるわけにはいかないのです。今まで繰り返して言い張ってきた答弁が、次々と事実と異なることが明らかになる。もはや政権を続けていけるような状況ではなく、安倍政

権の信頼は根底の根底から完全に崩壊しています。

議場の皆さん、国民の皆さん、そうではありませんか？

更には、今朝になって報道されている、財務事務次官の、口にす  
るものはばかられるセクハラ疑惑です。森友をめぐる隠ぺい、改ざ  
ん、口裏合わせで揺れる財務省事務方トップがこの体たらく。政権  
全体の緩みきった空気を、如実に示していると断ぜざるを得ませ  
ん。事務方トップがこれなら、政権のトップもトップです。

【魚は頭から腐る】と言います。最も責任のある人が、全く責任  
を取ろうとしていないので、モラルの崩壊が止まりません。多くの  
公務員の皆さんは、今でもモラル高く仕事をしておられます。

最も責任ある方が、責任をとっていただきたい。わが国のモラル  
回復のため、安倍総理にはもうお引き取りいただきたい。このこと  
を強く感じた昨日の審議であったと申し上げ、

ただいま議題となりました「民間資金等の活用による公共施設等  
の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案」・いわゆる P  
F I 法改正案について、【これだけ数々の問題を起こし、公文書も答  
弁も信用できない、「嘘つき」と言われても仕方のない状況にある安

倍政権において総理大臣が自治体からの相談を受け、助言を堂々とできる制度ができてしまえば、ますます多くのいわゆる「首相案件」がでてくるのではないかと、心配しながら】立憲民主党・市民クラブを代表して質問いたします。

(総論)

さて、安倍内閣ではP F Iの推進を掲げておられますが、W T O体制のもとでは、事業実施に当たり、海外企業の参入は避けることができません。特に、上下水道の分野では、世界をまたにかける欧米の「水メジャー」の事業力は世界的に強大になりつつある一方、現段階で競争力を有する日本企業を私は知りません。このままでは、本法(ほんぽう)施行後、私たちのくらしの源である水の管理は、根こそぎ海外企業に落札される恐れがあります。現に、浜松市の下水道事業の一部では、世界3大水メジャーにも数えられるフランスのヴェオリアグループの日本法人を中核とする企業連合がコンセッション事業者となっています。

海外企業の参入により、多くの事業体で上下水道の利用料金の収

入が、外資系の企業を通じて海外に流出することともなれば、地方に与える影響は極めて重大であります。上下水道管理者がこれまで積み上げてきたノウハウが海外へ流出する可能性も懸念されます。諸外国で問題になっている「水戦争」が我が国でも起こる懸念は、すでに海の向こうの話ではありません。これらの影響や懸念について、政府はどのようにお考えか、大臣の見解を求めます。

次に、安倍政権では、【ここは大いに議論のあるところですが】

成長戦略と財政健全化に向けた施策の一つということでP P P / P F I の活用を位置付けており、その取組の方針を示したアクションプランにおいて、平成 25 年度からの 10 年間で 21 兆円の事業規模目標を掲げておられます。これは当初 10～12 兆円を目標としていたものを、平成 28 年の改定において目標を上積みしたものです。

この事業規模に関する目標設定はどのような根拠に基づいているのでしょうか。目標ありきなのではないのでしょうか。過大な目標にひきずられ、私たちのくらしに密着した公的分野での P F I 事業推進が不必要に拡大するのではないか、懸念が拭えません。目標設定の意味、根拠についてどのように考えているのか、梶山大臣にお尋ねいたします。あわせて、アクションプランで掲げられた達成に向けた目標

の進捗状況についてもご説明ください。

(政府の情報公開の在り方)

本法律案については、提出前の本年1月4日、日本経済新聞において詳細な内容に関する報道がなされ、すぐに担当部局から「これは正しい報道ではありません」と私のもとへも説明に来られました。

報道記者出身の私は一分一秒でも早く正確な情報をとって国民の知る権利に奉仕すべきという記者の使命感は当然理解・共感します。

一方で行政が公表すべき情報は徐々に洩れる、ということではなく、そのタイミングまできちんと管理するとともに、きちんと整理して一斉に公開すべきです。

今回の報道は「発表前に流出した情報だから正しくなかった」だけなのか、報道内容のどこかが間違っていたのか。本法案の事前報道に関する経緯及び責任の所在について、大臣の見解を伺います。

次に、本法律案の改正事項についてお伺いいたします。

(国による支援機能の強化)

まず、本法律案では、国による公共施設等管理者への助言機能の強化に関する措置を講ずることとしています。報告徴収や助言、勧告の

機能は、着実、効率的な事業運営を確保していく上では、一定程度必要な面もあります。しかし、国から地方への関与を強めるものと評価することもできます。

このような機能を国が持つことで、地方自治体が実施する P F I 事業について、地方分権の趣旨に逆行し、事実上、国の考え方を地方へおしつけるおそれがあるのではないのでしょうか。そのおそれなしとする明解な答弁を大臣に求めます。

(指定管理者制度に係る地方自治法の特例)

また、本法律案では、コンセッション事業者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合の地方自治法の特例を設けることとしております。

この特例により、地方自治法上で必要とされる、利用料金の設定における地方公共団体の承認を必要としないことされ、さらに、一定の場合には、運営権の移転に伴う指定管理者の再指定に関する地方公共団体の議会の議決を【事後報告】でよいこととされております。この特例は、行政処分権限を持つ指定管理者に対して、地方議会の関与をなくし、その存在を【形骸化】させるものとも捉えられます。本法律案による特例が地方議会を軽視した内容となっていないか、また、指定管理者制度の本来の趣旨から逸脱したものとなっていないか、あ

わけて政府の考え方をお聞かせください。

(上下水道における繰上償還に係る補償金の免除)

政府では、上下水道をコンセッション事業推進の【重点分野】と位置付け、事業件数の目標を掲げております。本法律案においても、上下水道におけるコンセッションの導入を推進するための措置として、地方債の繰上償還を認め、補償金を免除する規定が盛り込まれておりますが、なぜ、この措置の対象について、その他の重点分野に広げず、水道事業、下水道事業に限定しているのか、お尋ねします。

上下水道については、人口減少により料金収入が減少する一方、その施設の老朽化が着実に進行しており、その基盤強化のための取組を行うことは喫緊（きっきん）の課題となっています。その方策として、人口減少社会の中で、これまでの設備をそのまま更新するのではなく、たとえばすでに実績を上げている「岩手中部水道企業団」のように、ダウンサイジングや事業の広域化などを組み合わせる取組みも必要と考えます。

本法律案において、これら将来的な地方の姿を踏まえた様々な方策を考慮することなく、コンセッションの推進のみに突き進もうと



する理由について、梶山大臣にお尋ねします。

さらに、本法律案では、そのインセンティブを与えるための手段として、補助金などではなく、地方債の繰上償還に要する補償金を免除する措置を講ずることとしていますが、財政の安定性・公平性の観点から問題があるのではないのでしょうか、総務大臣の見解をお尋ねします。

資源の少ない我が国にとって「水」は数少ない恵まれた資源です。そして水循環はそれぞれの地域に根差した個別具体的なものです。本法案は管路や施設の更新時期がきている「上下水道」に限定し、わざわざ上げた目標値ありきで一律期限を区切ってコンセッションの導入を進めるものであり、個別の事情をよく知る自治体における十分な議論がないまま拙速な判断が行われることが危惧されます。

また、上下水道分野においてまだまだ海外の水メジャーの力に及ばない日本企業の現状でコンセッションを推進することは、まさに国益の観点からも大きな問題があるといわざるをえません。

公害対策基本法の成立した年に工業地帯で生まれ、きれいな水に

は人一倍あこがれてきた私は「水政策」をライフワークとしています。

また私のふるさとである堺は自治都市として数多(あまた)の戦国大名とわたりあってきた伝統のある町です。

政治家として、【国を思い、水と自治を守る立場から】、

P F I の枠組みそのものについて、また、様々な懸念に答えることなく、上下水道分野におけるコンセッションをむやみに進めようという政府の姿勢について、今後委員会で徹底的に正してまいります。

以上をもって、質問を終わります。ありがとうございました。